

2016年8月30日

大分県警察本部長  
松坂 規生 様

〔公開質問状〕  
大分県警別府署「別府地区労働福祉会館への隠しカメラ設置」について

日本労働組合総連合会大分県連合会（連合大分）  
会長 佐藤 寛人



貴職におかれましては、「日本一安全な大分」をつくるべく、県民とともに歩む力強い警察の実現に向けて、日夜ご努力されていますことに対し深く敬意を表します。

また、連合大分が例年の取り組みとして進める「政策・制度要請」に対し、真摯にご対応いただいていることに対し感謝を申し上げます。

さて、8月3日の大分合同新聞朝刊において大分県警別府署の別府地区労働福祉会館（以下、会館）への隠しカメラの設置が掲載されて以降、マスメディアでの報道が続いています。

当会館には、連合大分の地域組織である連合大分東部地域協議会（以下、東部地協）が入居しており、東部地協傘下組織の組合員だけではなく、労働相談などで一般市民も出入りしています。

連合大分として、プライバシーの侵害等の観点からも極めて重たい問題であると判断し、隠しカメラの発見後速やかに別府署はもちろん大分県警に対し、隠しカメラ設置の経緯と目的等について質したところです。

しかしながら、「個別の事案について、特定の人物の動向を把握するため」としたうえで、捜査中であり説明は出来ない旨の見解に終始しました。その一方で、別府署に対する調査は厳格に進めるとしたことから、連合大分としては当面の間、その動向を見極めることとしたところです。

この間、捜査関係者の話としてマスコミを通じて様々な情報が報じられています。既に、隠しカメラの設置目的は「選挙違反事件の捜査目的」であり、「事案の捜査を断念した」等の報道もありましたが、大分県警からは被害者である私たちに対し説明が全くなされておられません。

つきましては、以下の質問について、2016年9月10日までに回答をお願いいたします。

## 1. 隠しカメラ設置の経緯と目的について

隠しカメラの設置は、マスコミ報道によれば「参議院選挙における監視」が目的であったとされています。会館には、東部地協を含め2組織の労働組合しか入居しておらず、今回、何故、別府署において「別府地区労働福祉会館」に隠しカメラを設置するに至ったのか、その指示者（発案者）を含めた具体的な経緯と目的についてお聞かせください。

また、現在、公表されているのは「別府地区労働福祉会館」の2台のみとなっていますが、労働組合関連施設において、同カメラの設置を行っていないのかお聞かせ下さい。

## 2. 隠しカメラの設置に伴うプライバシーの侵害について

大分県警は、「他人の管理する敷地内に無断で立ち入ったことは、不適切な行為だった」との談話を発表していますが、隠しカメラの設置に伴うプライバシーの侵害等の観点については、一度も見解を示しておりません。この点についての考え方をお聞かせください。

## 3. 再発防止策について

今回の隠しカメラ問題については、別府署の判断によるものとして、既に別府署関係者の処罰が確定しておりますが、仮に特定の労働組合組織を対象としたのであれば、労働組合の政治活動が法的にも認められている中で、労働組合の政治活動に対する違法・不当な干渉行為につながるばかりか、主権者国民の自由と権利を侵害することとなりかねません。

大分県警としての再発防止策について明示してください。

なお、本質問状およびご回答につきましては、連合大分のホームページで公開するとともに、メディアにもリリースいたします。

以 上